

座間市教育委員会3月定例会会議録

1 開 会 日 令和8年3月25日(水)

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 有山 周一 委員 馬場 悠男
 委員 升水 由希 委員 吉田 幸代

4 出席職員 教育部長 高木 力 教育総務課長 冠 秀一
 学校再編推進担当課長 齊藤 純 就学支援課長 高田 光拓
 保健給食担当課長 古場 修 教育指導課長 下斗米 淑子
 教育研究所長 本多 宏之 生涯学習課長 郡司 勉
 図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 菅野 修平 教育総務課主事 岡崎 郁弥

6 開会時刻 午後2時9分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	6	座間市部活動地域展開基本方針の策定について	教育指導課長	承認
2	7	教育財産の取得について	保健給食担当課長	承認
3	8	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
4	9	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
5	10	座間市学校運営協議会委員の任命について	教育指導課長	承認
6	11	座間市の教員の働き方改革に関する方針の改定について	就学支援課長	承認
7	12	座間市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	教育指導課長	承認
8	13	座間市学校課題協議会規則の一部を改正する規則	教育指導課長	承認
9	14	座間市市史編さん審議会委員の委嘱について	生涯学習課長	承認
10	15	工事請負契約の締結に関する意見の申出について	教育総務課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	4	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—
2	5	県費負担教職員の人事について	就学支援課長	—

(追加提出議案)

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	16	座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱	就学支援課長	承認

8 閉会時刻 午後3時55分

木島教育長　それでは、ただいまより座間市教育委員会3月定例会を開会いたします。
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長　それでは、会期は3月25日今日一日といたします。
次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員
に吉田委員と有山委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

木島教育長　続きまして、前回会議録の承認に移ります。
2月12日開催の座間市教育委員会2月定例会の会議録について、事前に配付の
とおりですが、御質問等ございますか。

木島教育長　御質問等もないようですので、前回会議録は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長　御異議等ないようですので、前回会議録は承認いたします。
なお、会議録の署名は、本定例会後に行うことといたします。
続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長　2月12日(木)教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、升
水委員、吉田委員出席です。

2月14日(土)市PR動画コンテスト「ザマワン」表彰式、教育長出席です。

2月15日(日)スカイアリーナ座間フェア開会式、教育長出席です。

2月16日(月)市長定例記者会見、教育長出席です。

2月17日(火)市議会第1回定例会 開会・提案説明、教育長出席です。

同日、学校訪問A(中原小学校)、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、吉田委
員出席です。

2月18日(水)市議会第1回定例会 総括質疑、教育長出席です。

同日、市小学校教育研究会研究発表会、教育長職務代理者、升水委員、吉田委員
出席です。

2月24日(火)地域学校協働活動推進研修会、教育長出席です。

2月26日（木）市議会第1回定例会 一般質問、教育長出席です。

2月27日（金）市議会第1回定例会 一般質問、教育長出席です。

2月28日（土）地域福祉ネットワーク推進フォーラム「支える人を支えよう～ケアラー・ヤングケアラーって知っていますか？～」、教育長出席です。

3月1日（日）市駅伝競走大会開会式・閉会式、教育長出席です。

3月2日（月）市議会第1回定例会 一般質問、教育長出席です。

3月4日（水）ランドセルカバー寄贈式、座間ロータリークラブからの寄贈でした。教育長出席です。

3月6日（金）県立座間支援学校高等部卒業式、教育長出席です。

同日、定例校長会議、教育長出席です。

3月11日（水）中学校卒業式、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、升水委員、吉田委員出席です。

3月12日（木）市民文化会館大規模改修工事現場視察、教育長出席です。

同日、相模原市立大野南中学校分校卒業式、教育長出席です。夜間中学校は、県立神奈川総合産業高等学校の場所をお借りして、設置しているわけですがけれども、第三回の卒業式に下斗米教育指導課長と阿部指導主事と私の3名で出席してきました。卒業生11名のうち、1名が座間市在住の方でした。

3月13日（金）第6回市学校再編計画策定委員会、教育長、吉田委員出席です。

3月14日（土）講演会「縄文の「顔」を読み解く」、教育長、馬場委員出席です。

3月17日（火）新入学児童黄色帽子寄贈式、社会福祉法人足跡の会からの寄贈でした。教育長出席です。

同日、市史編さん審議会委員委嘱式、教育長出席です。

同日、市長表敬訪問（藤川 葵さん（入谷小学校6年生）、第55回学校新聞コンクール（朝日学生新聞社主催）、文部科学大臣賞受賞報告）、教育長出席です。文部科学大臣賞を受賞されたということは大変立派なことだと思います。藤川さんは、北地区文化センター主催の講座に参加されたことをとおして、今回の受賞に至ったという経緯がございます。

3月18日（水）大型絵本寄贈式、平塚信用金庫からの寄贈でした。教育長出席です。これまでに大型絵本等を合計172冊、寄贈していただいておりますので、後日、皆さんにも御紹介させていただきたいと思っております。

3月19日（木）小学校卒業式、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、升水委員、吉田委員出席です。

3月22日（日）国際親善大使3期生修了式、教育長、馬場委員出席です。

3月23日（月）第8回市部活動地域展開検討委員会、教育長出席です。本検討委員会は最終回でした。

3月24日（火）市議会第1回定例会 閉会、教育長出席です。

3月25日（水）市スポーツ・文化振興財団臨時評議員会、教育長出席です。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 他に御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第8号から第10号まで及び第14号並びに報告第4号及び第5号は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第8号から第10号まで及び第14号並びに報告第4号及び第5号は非公開といたします。

また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。

それでは、議案第6号「座間市部活動地域展開基本方針の策定について」、説明をお願いいたします。

（下斗米課長 挙手）

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 それでは、資料5ページを御覧ください。議案第6号について御説明します。提案理由は、座間市部活動地域展開基本方針を策定するため提案するものです。本方針案は、過日行われた第8回市部活動地域展開検討委員会での協議を経て、検討委員の皆さまに承認いただいたものです。

なお、本方針案については、これまで委員の皆さまに説明させていただいておりますので、本日は、追記、修正を行った部分を中心に御説明します。黄色マーカー部分が修正及び追記箇所です。

初めに5ページ、「(2) 保護者の意識」の部分です。

一番下の円グラフ左側、妥当な費用負担額のアンケート結果を説明しています。前回御説明した時点では、「1,000円以下が25%、3,000円以下が35%、5,000円以下が23%」と記載していましたが、グラフの項目に合わせて、「1

～1,000円が25%、1,001～3,000円が35%、3,001～5,000円が23%」と説明を修正いたしました。

次に7ページをお開きください。「4 地域クラブ体験会の検証結果」についてです。こちらは、体験会の当日の活動の様子や参加者、指導者の意見を踏まえた検証結果を考察にまとめております。

種目はバレーボールで、協力団体はSAMURAI-LEGENDというバレーボールの団体に開催していただきました。参加生徒数は20人で、そのうち経験者が15人、未経験者が5人という内訳でした。指導者に4人加わっていただいて、技術レベルごとにエリアを分けた指導をしていただきました。参加者及び指導者の意見等は記載のとおりです。

考察を取上げさせていただきます。

1点目は、「種目によって経験に差があることから、自分のレベルや目標に合った活動を選択できるようにすることが、生徒の満足度につながると考えられます。」

2点目は、「レベルに合った活動形態を実現するためには、指導者確保も重要です。」

3点目は、「活動場所について、移動手段や時間など、生徒に過度な負担とならないよう考慮する必要があります。」

4点目は、「バレーボール部に所属していない生徒の参加がありました。多様なスポーツを経験したいといった希望があることから、シーズン制や体験型など複数種目を経験できる柔軟な形態があれば、より充実した活動になると考えます。」

最後の5点目は、「市立中学校5校の1年から3年の生徒が参加しました。中学3年の需要もあったことから引退のない活動という視点も必要と考えます。」

以上が地域クラブ体験会の検証結果のまとめです。

次に9ページです。「第3章 学校部活動地域展開の進め方」のうち、「3 地域クラブ活動を担う運営団体（地域クラブを統括する団体）と実施主体（各地域クラブ）の体制整備」を御覧ください。今回は、「②地域クラブ認定制度の導入」の説明のところで、多様な地域クラブの在り方については、「既存団体活用型」、「指導者派遣型」、「設立型」という3つの型の名称のみを記載していましたが、より伝わりやすいように、それぞれの型について説明を追記しました。

次に10ページを御覧ください。「6 地域展開スケジュール」についてです。「令和7年度」の欄は、本年度、実際に行った内容に修正しました。令和8年度の検討事項については、パブリックコメントでいただいた御意見の中から「情報共有ツールの構築及び情報共有ルールの整備」という一文を追記しています。

最後に11ページです。「7 平日の部活動の地域展開」の黄色マーカー部分は、より内容が伝わりやすいよう説明文の言い回し等を修正しています。

議案第6号の説明は以上となります。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 下斗米教育指導課長、間もなく令和8年度になりますが、部活動地域展開のコーディネーターについてと、令和9年度に行われる先行種目の休日地域クラブについて御説明いただけますか。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 地域展開のコーディネーターにつきましては、令和8年度、教育指導課に1名配置する予定であります。現在、市内の総合型地域スポーツクラブに携わっていただいている方をお願いする予定であります。

先行種目について、本年度につきましては、各中学校の部活動の顧問の先生方から、部員数の減少傾向や指導者の専門性の有無、実際に顧問をされている先生方の負担感等を評価していただくアンケートを取っております。その集計結果から見ると、全6校に部活動がないバレーボールやバドミントン、剣道などの種目が、割と優先度が高いという傾向が見えているところです。

並行して市スポーツ課には、市内のスポーツ団体に部活動の地域展開について、関心があるかどうかというアンケートを取っていただいております。その中には、それぞれの種目ごとに関心をお持ちの団体も一定数いるということが分かってきておりますので、令和8年度はそういったことを踏まえて、学校と中学校体育連盟等の協議を行いつつ、地域のスポーツ団体に対しても説明会等を行いながら、この制度の周知などをしていく中で先行種目を絞っていきたいと考えています。

木島教育長 ありがとうございます。部活動地域展開の検討委員会は計8回行われ、今回、基本方針が策定されるということで、いよいよ4月から教育指導課にコーディネーターを配置します。目標である令和9年度には、先行種目の休日地域クラブを開始していきたいと思っておりますので、引き続き委員にも関心を持っていただいて、途中経過の報告も含めて、状況を把握していただければと思っております。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第6号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第6号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第7号「教育財産の取得について」、説明をお願いいたします。

(古場担当課長 挙手)

木島教育長 古場保健給食担当課長、お願いいたします。

古場担当課長 それでは、資料6ページを御覧ください。議案第7号について御説明します。
提案理由は、小学校給食用食器等の取得の申出について提案するものです。
7ページを御覧ください。こちらに記載のとおり、小学校給食用食器、1万
1,112枚と箸、6,678膳を条件付き一般競争入札により購入するものです。
なお、取得予定価格は、税込みで2,075万8,177円です。
議案第7号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 古場保健給食担当、現状の食器等はどのような状況にあったのでしょうか。

(古場担当課長 挙手)

木島教育長 古場保健給食担当課長、お願いいたします。

古場担当課長 耐用年数の経過を踏まえ、必要な予算を確保でき、更新する見込みが立って安心
しております。

木島教育長 ありがとうございます。財政当局ともかなり粘ったうえで調整が付き、今回更
新できるようでよかったです。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 かなり単価が高いかと思いますが、何か理由はありますか。

(古場担当課長 挙手)

木島教育長 古場保健給食担当課長、お願いいたします。

古場担当課長 児童が毎日使用するため、PEN樹脂と呼ばれる国が定める基準を満たしている安全性の高い材質を使用しております。

また、1種類の食器には、ごまりんのイラストを入れていることも理由です。

馬場委員 やむを得ないということですね。分かりました。

木島教育長 他に御質問等もないようですので、議案第7号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第7号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第11号「座間市の教員の働き方改革に関する方針の改定について」、説明をお願いいたします。

(高田課長 挙手)

木島教育長 高田就学支援課長、お願いいたします。

高田課長 それでは、資料29ページを御覧ください。議案第11号について御説明します。
提案理由は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和7年文部科学省告示第114号)」を受け方針を改定するため提案するものです。

「別添3 議案第11号関係」を御覧ください。委員の皆さまや各所属長には、素案の段階から内容を見ていただいたうえで御意見をいただき、今回、仕上げたものです。

1 ページを御覧ください。「1 方針の改定について」とありますが、令和3年3月に本方針を策定し、そこから5年が経過しております。国の動きとして公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教員の働き方改革を進めるよう指導が入りましたので、国の指針に沿った形で改定を進めました。

2 ページを御覧ください。「4 目標」についてです。市教育委員会が独自に計画するというのではなく、県教育委員会と共同で目標を宣言するという方向で動いております。

なお、目標値としましては、時間外在校等時間が月45時間超の教員の割合を0%、年360時間超の教員の割合を0%と設定します。年360時間超の方は、月平均にすると30時間超となります。国の方針としては、そもそも月の時間外在校等時間が30時間を超えないようにすることと打ち出されているところです。今すぐに目標値を達成することは現実的ではなく、実態は現在、目標値からかけ離れているところですが、この目標値に近づけていけるよう本方針を改定いたします。

また、新たに「ウェルビーイングの向上」について示しております。これは、前回の方針には出てこなかったものですが、単に勤務時間を削減するだけではなく、働きやすさや働きがいというところの向上も図っていきなさい、という方針が打ち出されています。

3 ページを御覧ください。本方針の改定の柱となる部分でございます。「5 働き方改革に向けた取組(実施する業務量の管理及び健康確保措置の実施計画)」として、各教育委員会がしっかりと計画を立てたうえで、次年度にはその結果の報告をなささい、という指示を受けました。業務量管理では、「(1) 業務の適正化(国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し)」として、「学校以外が担うべき業務」、「教員以外が積極的に参画すべき業務」、「教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」と示しています。本市教育委員会がすぐにでも取りかけられるものや計画的に予算取り等も進めながら、これから取りかかっていくものなど、それぞれの分類に沿った形で掲載しております。

一部、触れさせていただきますと、「(ア) 登下校の通学時における日常的な見守り活動等」について、特に登校に関しては、教員は勤務時間前になりますので、学校以外が担うべき業務であると示しています。一方で、登校班のトラブル等は、子どもたちが担任の先生に対して「このようなことがあって困った」、というように言いますので、完全に教員が知らないということにはできません。ただ、地域の人材等、より積極的に教員以外の力を借りていきたいと思いますように位置付けられています。

「イ 教員以外が積極的に参画すべき業務」の「(ア) 調査・統計等への回答」に

ついてです。学校職員の時間外勤務状況を見ますと、教諭が圧倒的に多く、事務職員はそこまでではないのが実態です。学校には、様々な調査がおりてくるのですが、その中で事務職員の専門的な技量を活かして、事務職員が回答できるものは積極的にお願いしていきましょうと示しております。

次に5ページを御覧ください。「ウ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の「(ア) 給食の時間における対応」については、教員が専門にやらなくても対応できるところであります。ただ、各クラスにアレルギーを持つ子もいますし、食育も重要であることや衛生管理をしなければならないこともあります。各クラスに必ず大人がいて指導しなくてはいけない、それを教員以外の人たちに任せられるよう、他の者を配置できるのかということ、まだ現実的ではないところがあります。今、各校に支援員等の配置もあり、教員以外の力も借りているところで、この部分は「検討します。」という言い方にしていますが、この先どこまで教員以外の人材を配置できるのかという点で難しさを感じています。

一方で、「(イ) 授業準備」にあるように、ICT支援員や学校図書館司書などは、すでに各校に配置されているところであり、さらに充実させることによって、教員の負担軽減を図れると考えております。

次に6ページを御覧ください。ここまで説明した内容を進めていく中で、「(2) 学校における措置の推進」と「(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」では、そのあとの措置について示しております。どうしても時間外勤務がかさんでいく教員はいると思いますが、その教員に対しての働きかけやコミュニティ・スクールを絡めたいうで、皆さんに教員の働き方改革に対する視点を持って進めていけるようにという内容を記載しております。

7ページを御覧ください。「6 関連する取組、今後のフォローアップについて」、本方針を定めることがゴールではありません。実際のところ、方針を定めてもなかなか進まない部分も多々あると思いますし、学校全体として進んでいたとしても、教員によっては1人で抱え込んでしまい、帰りが遅くなる者も出てくると思っておりますので、本方針を基に、各校と教育委員会が調整しながら、少しでも働き方改革が進んでいくように考えております。

議案第11号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 高田就学支援課長、今後、総合教育会議で取扱うことになることについて御説明いただけますか。

(高田課長 挙手)

木島教育長 高田就学支援課長、お願いいたします。

高田課長 国の方針により、まず計画を策定しましたら総合教育会議で報告をすること。そして、毎年 of 状況についても報告することと位置付けられております。

今年に限ったものではなく、毎年報告の場が必要になりますということで、すでに冠教育総務課長には調整を依頼しているところです。

木島教育長 冠教育総務課長、よろしくお願いいたします。

冠課長 現在、日程調整中であるため、近日中に候補日をお示しいたします。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 令和3年に策定したものと比較して、今回の方針は、実態に照らし合わせてよくできていると思います。ただ、以前に素案として提示されたものと、今回示されたものが事実上同じ内容でした。素案にたいする意見を聞かれた際には、国から示され、学校に義務化させるようなことが多くあるので、可能な限り教員の負担を減らすことに関して、これから座間市教育委員会がどのように取り組むかを考えていただきたいと、申し上げたのですが、今回の方針に反映されていませんでした。実際に先生方の負担が減るようなことを、思い切って考えてあげてもよいのでは、と思いがいかかでしょうか。

(高田課長 挙手)

木島教育長 高田就学支援課長、お願いいたします。

高田課長 事前に御意見をいただいたうえで訂正したところは、言葉の言い回しや表現の部分に留まっております。今の段階で踏み込んだ内容を方針に位置付け、実際に目指していこうというところには、踏み込みきれていないものになっていますので、今後、本方針を基に、校長会や教職員との調整の中で進めていきたいと思っております。

多種多様な調査物が様々な機関から届きますが、教育委員会で答えられるものについては各校におろさず、こちらで回答しております。どこまで具体を書くのかという点が方針を改定するうえで難しかったのですが、これから進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

馬場委員 分かりました。よろしく願いいたします。

木島教育長 有山委員、いかがでしょうか。

有山委員 すごくよく出来ているので、実際に進められたらよいと思います。

これは意見ではなく、私の感想だと思ってください。ここに書いてあるように、月の勤務時間を短くするとか、年休を必ず取れるようにするということは、とても大事なことだと思いますし、そうしなければいけないと思っています。

ただ、学校における1年間の仕事量は、大きな不祥事とか起こらない限り、毎年それほど変わりません。私は、誰かが楽をしているときには、必ずその仕事を誰かが負担していると思っていました。

やはり、1年間の全体の仕事量のどこかを削っていかない限りは、難しいと思っています。ただ早く帰りなさいとしてしまうと、それは仕事を家に持ち帰るだけです。無理やり年休を取るように促してしまうと、年休の間も家で仕事していることになりかねないこともあると思っています。これから校長会等で意見を聞きながら具体的な話になっていけばよいかと思っていますが、私の個人的な意見として、校内研究はとても負担でした。得るものよりも負担感が大きかったかなと思っています。私は学校現場で、校内研究の準備を進めるために、時間割りを変更して子どもたちを早く下校させることや、お昼休みを削ったことも経験しています。そういうことが本末転倒にならないような形で、もっと緩やかな校内研究の在り方になればよいなと考えていました。そのような感想を持っています。

木島教育長 貴重な御意見をありがとうございました。

保護者としての視点から、吉田委員はいかがでしょうか。

吉田委員 コミュニティ・スクールの活動では、7月に先生方と熟議の時間があります。ここでは、授業を充実させたいという意見が多いのですが、実際こういうことで困っています、ということをコミュニティ・スクールに挙げてもらえると、こちらの動き方も変わると思っていますので、そういった御意見もいただきたいです。

木島教育長 ありがとうございました。
 升水委員、いかがでしょうか。

升水委員 校内研究はとても素晴らしいものだと思いますが、これを準備するまでにどれだけの時間を割いていらっしゃるのかと思うと、もう少し他のやり方がないのかと感じます。約1年も前から対象の学校が決まって、準備を進めていくことはかなり負担になっているかと思いますが、現場の先生方は、こういった感想を持っているのか伺ってみたいのです。

木島教育長 下斗米教育指導課長、いかがでしょうか。

 (下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 発表になりますと、それなりに多くの方に来ていただきますので、研究内容をしっかりと伝えるために、かなり前から発表に向けての準備を行います。研究の内容ももちろんですが、発表の仕方やより伝わりやすくするためのプレゼン資料であったり、そういったことも含めると、かなりの業務量が上乘せされています。

 (馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 そもそも校内研究は、何に基づいて行われているのでしょうか。

 (下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 そもそもの教員の在り方として、教育公務員特例法に「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」と定められているので、授業改善に向けてやらなければいけないというのは、教員の本業だと思います。どのように授業を改善していくのかを研究していくことは非常に大切であるし、意味のあることだと思っているのですが、その他の学校への共有の仕方については、

これまで行ってきた研究発表会という形ではなくてもできる可能性はあると思います。見直すとしたら、他校にどのように周知していくか、どのようにその学校が研究してきた内容を共有するかという部分については、見直す必要があると思います。

馬場委員 分かりました。そうなのであれば、非常にぼんやりとした形で決まっているわけですね。特に発表の仕方、他校との共有の仕方というのは、控え目にしてもらってもいいと思います。必ずしも地域の先生方を皆集めて、その度にやる必要がなくても、たとえば、同じ学校の何人かの先生同士で共有することによって、自分だけが偏った特別なやり方をしているのではないということを十分認識されると思いますよ。少しでも負担をなくしてあげることが必要ではないでしょうか。パッと目をとおして分かるような資料を作って、先生方が自分で考えて、どのように工夫されているかというところを共有すればいいのではないですか。その辺のことを思い切って座間市教育委員会でやってみませんか。

下斗米課長 他自治体でも色々な研究発表の在り方がありますし、効果的な周知方法なども見えてくるかと思しますので、私たちが研究し、なるべく早くに今の先生方の負担が減るような方法がないか考えたいと思います。

馬場委員 よろしくをお願いします。

木島教育長 貴重な御意見をいただきありがとうございました。
他はよろしいでしょうか。
御質問等もないようですので、議案第11号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第11号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第12号「座間市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、説明をお願いいたします。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 それでは、資料30ページを御覧ください。議案第12号について御説明します。
提案理由は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和7年文部科学省告示第114号）」を受け規則を改正するため提案するものです。

31ページを御覧ください。座間市学校運営協議会規則の一部を次のように改正いたします。

現在、第4条第1項に第1号から第3号まで定めているのですが、第2号の次に「(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。」を一文加え、第3号を第4号に改正します。

補足で説明いたします。32ページの新旧対照表を御覧ください。

学校運営協議会規則の第4条には、学校運営に関する基本的な方針の承認として、現在、「(1) 学校教育目標及び学校経営方針に関すること。」、「(2) 教育課程の編成に関すること。」、「(3) その他校長が必要と認める事項に関すること。」が示されています。今回、文部科学省告示を受け、第2号の次に「(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。」を加えるものです。

先ほど吉田委員から、学校運営協議会の中でも先生たちがこのようなことに困っています、というお話をしていただけると、学校運営協議会でも考えることができるかも、という御意見をいただきました。まさに言っていたいただいたとおりの内容のことを、この学校運営協議会規則で、業務量管理について協議し、承認等を行って話し合いをしていってくださいますというような内容に改正するものとなっております。

議案第12号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 下斗米教育指導課長、周知方法はどのように考えていますか。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 毎年4月、各校の学校運営協議会が開かれるときに合わせて、このように進めてくださいというような手紙をお配りしています。その中に、このようにガイドライ

ンが変わります、という内容を載せてお伝えする予定です。

また、校長先生方に提示していただく学校の基本方針の中に、業務量管理等のことを含めないといけないので、まずは4月の定例校長会議で校長先生方に対して、グランドデザイン等の中にこういったものを盛り込んでください、ということをお知らせしつつ、それを学校運営協議会で承認していただくという流れになることを想定しております。

木島教育長 私も定例校長会議でしっかりと校長先生方にお伝えすることが大切と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第12号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第12号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第13号「座間市学校課題協議会規則の一部を改正する規則」について、説明をお願いいたします。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 それでは、資料33ページを御覧ください。議案第13号について御説明します。提案理由は、委員構成等を改正するため提案するものです。

34、35ページを御覧ください。座間市学校課題協議会規則の一部を次のように改正いたします。

第3条中「次の各号に掲げる者の中」を「法律、医療、教育、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験がある者又はその他教育委員会が必要と認める者のうち」に改め、同条各号を削ります。

また、第4条に「2 委員は、再任されることができる。」を加えます。

補足で説明いたします。学校課題協議会は、いじめ重大事態への対処に係る調査等に関することが主な所掌事項になっています。いじめ重大事態の調査に関しましては、文部科学省が令和6年8月に改訂した「いじめ重大事態の調査に関するガイ

ドライン」があり、その中で、調査組織の構成として、第三者を加えた調査組織となることが望ましく、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行うことができるよう専門家を加えること、と示されています。このことを踏まえ、委員構成等を改正するため提案いたしました。

議案第13号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 下斗米教育指導課長、学校課題協議会関係の予算は、教育指導課が計上しているのでしょうか。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 学校課題協議会委員の報酬は、当課で予算計上しています。ただし、弁護士に依頼する場合は、現在の条例に示されている金額だとお受けいただけないのが現状ですので、令和8年度に調整していきます。

木島教育長 分かりました。
御質問等もないようですので、議案第13号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第13号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第15号「工事請負契約の締結に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

(冠課長 挙手)

木島教育長 冠教育総務課長、お願いいたします。

冠課長 それでは、資料38ページを御覧ください。議案第15号について御説明します。

提案理由は、令和7年度座間市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業（継続費）の請負契約を締結するため提案するものです。

39ページをご覧ください。市の条例で、予定価格が1億5千万円以上の工事に係る契約を行う場合には、市議会の議決が必要と定められているため、法律に基づき、議案提出者である市長から教育委員会に意見聴取がありました。これに対し、40ページのとおり教育長が臨時代理をして、異議なしと回答しました。

なお、本件は、令和7年度座間市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業（継続費）の請負契約を同郷建設株式会社と税込み9億1,630万円で締結いたしたく提案するものです。

ここで、本契約の発注方式について補足説明いたしますので、41ページから43ページをご覧ください。市議会における参考資料を添付しております。これまでは、一般的に、設計事務所に図面を作成した後、建設会社が施工する、分離発注方式によるものでしたが、今回、財政負担の軽減や工期の短縮を目指すため、設計・施工一括発注方式、いわゆるデザイン・ビルド方式を採用いたしました。

したがって、42ページ、「2 選定業者」に記載のとおり、代表事業者の同郷建設株式会社並びに構成員の株式会社一級建築士事務所アーキラボ及び有限会社小栗事務所の計3社による連合体が本契約を請け負います。

本契約の事業期間は、令和9年3月31日までです。

議案第15号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 令和9年3月31日までに5校の小・中学校に空調設備が設置されるとのことです。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 これは競争入札によるものですか。

(冠課長 挙手)

木島教育長 冠教育総務課長、お願いいたします。

冠課長 今回は、公募型プロポーザル方式ということでございまして、通常の競争入札という形ではございません。事業者の提案内容について、市にとって費用だけではなく、質の良い空調設備が設置できるのか等を審査したうえで決定させていただいた契約になりますので、競争入札とは異なるという形でございます。

馬場委員 今回のプロポーザルは、この連合体のみだったということでしょうか。

(冠課長 挙手)

木島教育長 冠教育総務課長、お願いいたします。

冠課長 経過を説明します。まず、プロポーザルを公告し、3者から応募がありました。その後、その3者が具体的に施設等を確認した後に、市に不明な点等を質問し、市が回答した結果、2者が辞退しまして、残る1者について、市が求める水準が満たされているのかというところを選定委員会で審査をしまして、結果的に要求水準を満たしているという形で、選定をさせていただいた次第でございます。

木島教育長 理解が深まる説明だったと思います。高木教育部長、補足はございますか。

高木部長 特にありません。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第15号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第15号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。ここからは、非公開案件の審議に移ります。

(議案第8号「座間市教育委員会職員の人事について」、議案第9号「座間市教育委員会職員の人事について」、議案第10号「座間市学校運営協議会委員の任命について」及び議案第14号「座間市市史編さん審議会委員の委嘱について」並びに報告第4号「県費負担教職員の任用について」及び報告第5号「県費負担教職員の人事について」は非公開)

木島教育長　　本日は、ここまで12件の案件について提案及び報告をさせていただきましたが、議案第16号の追加提出がございます。詳細については、この後、高田就学支援課長から御説明いただきますので、その内容を踏まえ、御審議いただきたいと思います。

木島教育長　　それでは、議案第16号「座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱」について、説明をお願いいたします。

(高田課長 挙手)

木島教育長　　高田就学支援課長、お願いいたします。

高田課長　　それでは、ただいまお配りした資料の2ページを御覧ください。議案第16号について御説明します。

提案理由は、令和8年度の就学援助における一部対象経費の対象者の範囲を拡大いたしたく提案するものです。

3ページを御覧ください。今回、本要綱の一部を改正する必要が生じた経緯について簡単に説明いたします。就学援助は、それぞれの費目について単価が定められておりますが、令和8年度に向けて国が基準の改正を行いました。具体的には、新入学学用品費、それから入学準備金について、小学校は7,240円の増、中学校につきましては1万8,000円の増です。物価高騰を受けたことで、国が基準を変えました。

入学準備金は、次年度に新生になる現在の年長あるいは小学校6年生を対象に入学前にお配りするものでございます。それから、入学した後になって受け取ることができるのが新入学学用品費でございます。同じものなのですが、受け取るタイミングによって名称を変えております。その両方を受け取ることにはできませんので、前年度のうちに入学準備金を受け取った方は、次年度、新入学生になっても、新入学学用品費は受け取ることができません、というように定めております。

ただし、ここで費目の単価の値上げが行われましたので、現在、令和7年度のうちに入学準備金を受け取った方は、現在の値上げする前の単価で受け取ることになります。令和8年度から新しい単価で受け取ることができますので、入学準備金を受け取らずに新入学学用品費として受け取った方は、この値上げした額を受け取ることができます。ここで不公平が生じてしまいますので、3ページにありますとおり、附則に「3 令和8年度に小学校第1学年又は中学校第1学年に在籍する者の

うち、令和7年度において第4条第1項第5号に規定する入学準備金（以下この項において「令和7年度入学準備金」という。）の交付を受けたものについては、令和8年度に適用される別表新入学学用品費等の項に規定する補助基準額から令和7年度入学準備金を控除した額を交付する。」を加え、差額をきちんと受け取ることができようにするために改正するものでございます。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第16号は承認することよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第16号は承認いたします。

木島教育長 本日の案件は以上です。
その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

（郡司課長 挙手）

木島教育長 郡司生涯学習課長、お願いいたします。

郡司課長 それでは、生涯学習課から「令和6年度 座間市立市民文化会館大規模改修工事（債務負担）」の変更契約に係る専決処分について御説明いたします。

変更契約については、今回が3回目で、これまでは、外壁や屋根についての内容で、今回はホールの外側及びホールの内部に係る内容となります。

本件については、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分という議会の議決・決定が必要な案件を市長が議会に諮らずに意思決定する特例の措置を行い、同条第2項の規定により、令和8年3月24日開催の令和8年座間市議会第1回定例会最終日において議会に報告したものです。

内容について説明いたします。工事名は先ほど申し上げたとおりで、「令和6年度座間市立市民文化会館大規模改修工事（債務負担）」です。工事請負人は、アイグステック株式会社関東支店です。工事請負契約の金額につきましては、変更前は24億6,180万円、変更後は25億1,350万円で、今回の変更では5,170

万円の増額となっております。履行期限は変更なしで、令和8年6月19日までとなっております。現在、順調に工事は進んでいます。

今回の主な変更工事内容についてですが、大きく5点の作業を行うこととなりました。

1点目は、金属屋根部分におけるパネルの脱落防止や避雷針設備の更新です。

2点目は、トイレの排水管の更新に伴う改修工事です。

3点目は、屋根に設置された自然光を取り込む窓のワイヤーの新設や撤去です。

4点目は、大ホール遮音・防音壁の設置です。これまで大ホールで太鼓を叩いたり、音の響きやすいような演目が行われると、ホールの外に音が漏れてしまうという、そういう事情がございまして、それを極力少なくするという目的で、防音の壁を設置します。

最後の5点目は、建物の外に設置されている壁や柱の耐震補強が必要になりましたので、その耐震補強工事に関わる変更内容となっております。

以上の内容により、工事費5,170万円を増額することとなり、令和8年3月3日に専決処分を行いました。

生涯学習課からの報告事項の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 他に取り上げたいことはございますか。

それでは、次回の定例会は令和8年4月8日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会3月定例会を閉じさせていただきます。